

2017年12月1日

ミネベアミツミ株式会社
人事部

当社における Clawback policy 設定状況について

当社では、副会長を除くすべての社内取締役は執行役員を兼務しており、執行役員規則第15条「報酬と利益相反取引の禁止」において、「執行役員は、前項に違反した事実があった場合には、退任時に受領した退職金全額を返還しなければならない。」と定めております。

以上